

八潮市個人情報保護条例の見直しについて

1 見直しの経緯

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）」及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）」が平成 29 年 5 月 30 日に施行されました。

国では、法改正に先駆け「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催し、個人情報保護条例の見直しの方向性を検討。当該検討結果を踏まえ、「個人情報保護条例の見直しについて（平成 29 年 5 月 19 日付総行第 33 号総務省大臣官房地域創造審議官通知）」において、地方公共団体に対し、個人情報の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどについて、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要であるとしています。

このことから、法改正の趣旨を踏まえ、本市における適切な個人情報保護対策を実施するため、八潮市個人情報保護条例の見直しについて検討します。

2 主な検討事項

条例の見直しに係る主な検討事項は、次のとおりと考えます。

- ① 目的規定について
- ② 「個人情報」の定義の明確化について
- ③ 要配慮個人情報の新設について
- ④ 非識別加工情報に係る制度の導入について
- ⑤ 小規模取扱事業者の取扱いについて

3 目的規定について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）では、個人情報の有用性について「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」との文言が追加されました。

改正前の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）第 1 条には「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定されており、「個人情報の有用性」は、「新たな産業の創出」のようなものも元来含んでおり、個人情報の有用性も斟酌すべきであるが、それと個人の権利利益の保護を対等に比較考慮するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要目的である点は変わらないとの意見があります。

一方で、この文言の追加は、ある意味においては、従来、条例の前提としていた「個人の権利利益を保護すること」からの転換を示すものであるとの考え方もあるところではあります。

4 「個人情報」の定義の明確化

改正後の個人情報法及び行個法では、指紋・顔認識データ、旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これが含まれる情報も「個人情報」に当たるとして、個人情報の定義の明確化を図っています。

国からの通知では、「個人情報の定義を明確化することは、地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられる」ため、定義については、条例においても、個人情報法及び行個法と同じ定義にすることが適当であるとしています。

5 要配慮個人情報の新設について

条例第7条では、「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」の4項目については、一定の場合を除き、原則取扱いを禁止しています。

これらの情報については、機微（センシティブ）情報といわれますが、従来、国と自治体で規制も異なり、国では明確に位置付けられていませんでした。今回の個人情報法及び行個法を改正する際に、諸外国との関係や多くの地方自治体において機微情報の収集が制限されていることなどを踏まえ、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等については「要配慮個人情報」として定義し、その旨を個人情報ファイル簿等に記載することとしています。

国の通知では、「法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体

が保有する個人情報についても異なることはないと考えられる」ため条例においても法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当であるとしています。

6 非識別加工情報に係る制度の導入について

行個法改正により、国の行政機関が保有する個人情報については、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、個情法における「匿名加工情報」に相当する情報である「非識別加工情報」を事業者に提供する仕組みが導入されました。

現在、インターネットやICカードの普及により、多種多様なサービス利用者に関する膨大なパーソナルデータが蓄積されています。このビッグデータを適正かつ効果的に利活用することで、新たな産業が創出され、経済の活性化が図られ、消費者の利便性も向上し、豊かな国民生活の実現に資することが期待できるとして、匿名加工情報の仕組みが設けられました。しかし、個人情報の目的外利用や第三者への提供は原則として本人同意が必要であるため、蓄積されたパーソナルデータを特定の個人が識別されないように加工措置を施した上で、一定のルールの基で利用できるようにしたものです。

国からの通知では、地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は、上記のように豊かな国民生活の実現に資すると考えられます。また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、官民データ活用の推進に関し、「国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保」について規定されていることなどから、官民を通じた匿名加工情報の利

活用を図っていくために、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である旨の技術的助言があったところです。

なお、行政機関における非識別加工情報については、民間部門と同様に、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにしたものとなります。対象となる個人情報については、①個人情報ファイルが公表されていること、②情報公開請求がなされた場合には少なくとも部分公開されること（全部非公開となる情報は除外）、③行政運営に支障を生じないこととなっています。この条件を満たすものについて、民間事業者などの提案を受けて、その利用目的や安全管理体制を行政機関が調査して、提案者との間で利用契約を締結することとなります。

この非識別加工情報に係る制度の導入に関しましては、経済活性化につながるといわれている一方で、地方公共団体が導入するうえで解決しなければならない点も多いといわれております。

まず、地方公共団体において、①国と同様の個人情報を復元できないように非識別化する技術があるか。また、②非識別加工情報を導入した場合にチェック機能をどのように有効的に働かせることができるか。③個人情報の標本数が少ない場合には基準に従って非識別化したとしても、特定の個人が識別されるおそれは払拭できないのではないかという懸念もあります。このような状況で、この制度を導入した結果、当該地方自治体にどの程度の経済的効果が得られるのか等を分析するべきとの意見もあります。

7 小規模取扱事業者の取扱い

改正前の個人情報法では法の適用を受ける個人情報取扱事業者の範囲から、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が5,000人を超えない事業者（以下「小規模事業者」という。）が除外されています。

現行条例第5章の事業者に係る規定では、改正前の個人情報法の適用を受けない小規模事業者については、「特定事業者」として当該特定事業者を対象とするものと、特定事業者に限らず全ての事業者を対象とするものに区分されています。

改正後の個人情報法では、小規模事業者も同法による規制の対象に含まれることとなったため条例の規定について整備するものです。